

入札公告

福島県猪苗代警察署公告第1号

条件付一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び福島県財務規則（昭和39年福島県規則第17号。）第246条第1項の規定により公告する。

令和8年2月19日

福島県猪苗代警察署長 加藤 義規

1 入札に付する事項

(1) 買入れをする物品等の名称及び予定数量

ア ガソリン(レギュラー) 30,000リットル

イ 軽油 2,000リットル

ウ ガソリンエンジンオイル (SMタイプ) 200リットル

エ ディーゼルエンジンオイル (DL-1タイプ) 10リットル

(2) 納入期間 令和8年4月1日から令和9年3月31日まで

(3) 納入場所 落札業者の経営に係る給油所

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

次に掲げる条件を全て満たしている者であり、かつ、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けた者であること。

(1) 施行令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しない者であること。

(2) 福島県の物品購入（修繕）競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日から入札日までの期間に、福島県から物品の買入れ又は修繕に係る参加資格制限を受けていない者であること。

(4) 福島県猪苗代警察署からおおむね半径4キロメートル以内に従業員による給油及びオイル交換を行う給油所を設けることができること。

(5) 事件・災害等の緊急事案のために給油の必要がある場合に、休日、夜間等の対応が可能であること。

3 入札に参加する者に必要な資格の確認

入札に参加を希望する者は、所定の条件付一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料を郵送又は持参により提出し、当該入札に参加する者に必要な資格の確認を受けなければならない。

(1) 提出期限 令和8年3月5日（木） 午後5時まで

(2) 提出場所 郵便番号969-3121 福島県耶麻郡猪苗代町字梨木西100-1
福島県猪苗代警察署会計課
電話番号 0242-63-0110

4 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所 3に掲げる場所に同じ。

なお、入札説明書の交付は上記で行うほか福島県猪苗代警察署ホームページにおいて公開する。

イ 期間 令和8年2月19日（木）～令和8年3月5日（木）

(2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 令和8年3月24日（火） 午後2時

イ 場所 福島県猪苗代警察署 1階小会議室

ウ 郵送による入札は認めない。

5 入札保証金及び契約保証金

入札保証金及び契約保証金については、入札説明書による。

6 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札書を入札書の提出期限までに提出しなければならない。また、開札日の前日までの間において、提出した書類に関し、福島県猪苗代警察署長から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

7 入札の無効

2の入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札説明書において示す入札に関する条件等に違反した入札は、無効とする。

8 その他

(1) 入札方法

入札書には、1の(1)各項目ごとにそれぞれ1リットル当たりの入札単価に予定数量を乗じて得た額の合計額を記載すること。

なお、この入札による契約は、入札者が入札書に記載した入札単価を契約金額（単価）とし、支払金額は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、各々の品目の契約金額（単価）（軽油については、契約単価から軽油引取税を除いた金額）に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）の合計に当該金額の100分の10（10%は消費税及び地方消費税の額）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）及び軽油引取税に購入数量を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）を加算した金額により行うこととする。

(2) 落札者の決定の方法

予定価格の制限の範囲内で、最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) その他

詳細は、入札説明書による。

(5) 本公告に関する問い合わせ先

福島県猪苗代警察署会計課

電話番号 0242-63-0110

ファクス 0242-63-0110

電子メール fp-inawashiro@police.pref.fukushima.jp